

【 健康福祉部 】

件 名	国民健康保険の審査請求について
<p>申立概要 【受理 26.10.2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都市（以下「市」という。）へ提出した国民健康保険に係る審査請求について、3ヶ月以上放置されたままになっている。この間、京都府国民健康保険審査会（以下「府審査会」という。）からは何の連絡もない。 ○ 審査請求には請求期限があるのに、処理（裁決）期限がないのは、制度上おかしい。
<p>確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市へ提出された審査請求は、府審査会が受理し、市へ弁明書の提出を依頼したが、市から提出期限を過ぎてから提出されたことなどにより処理が遅れたものであること、また、この間、府審査会から、申立者に連絡されないまま請求から3ヶ月が経過していたことを確認。 申立者への丁寧な対応が行われていなかったことから、行政として不誠実であると心情を害されたものと認められる。 ○ 処理期限については、平成26年6月公布の改正行政不服審査法（公布後2年以内に施行）の趣旨に則り、標準処理期間を定めるよう検討する予定であることを確認。
<p>結 果 （意見・要望） 【通知 26.10.21】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管部局（健康福祉部）に対し、次のとおり要望。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求に係る事務処理に当たり、迅速な審理を確保するよう努めるとともに、弁明書の提出期限等についての処分庁への指導を徹底すること。また、審査請求者に対しても行政への信頼を損なうことのないよう丁寧な対応に努めること。 ・ 今回の申立てや改正行政不服法法の趣旨を踏まえ、標準処理期間についての検討を速やかに進めること。また、審査請求の手続方法についても、府ホームページに掲載するなど府民の立場に立った分かりやすい広報に努めること。
<p>対応状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各保険者に対して、審査請求を希望される方に対しては、概要や手続き等の説明について丁寧な対応に努めていただく旨、改めて依頼を行った。 ・ 弁明書が提出期限を経過しても提出されない場合、処分庁に対して、随時経過を確認し、早急な提出を依頼することとした。 ・ 審査請求書を受理後、審査請求人に対して受理した旨や受理後の手続きについて文書で連絡を行うこととした。 ・ 標準審理期間を3ヶ月とし、審査請求の概要や手続き等と併せ、府ホームページに掲載するとともに、処分庁に対し、標準処理スケジュールの遵守を求めるなど、簡易・迅速な処理に努めている。

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載